

規制の事前評価書

法令案の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令の一部を改正する政令案

規制の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化のための措置の創設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局資源循環課

評価実施時期：令和7年7月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号。以下「法」という。）においては、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、再資源化事業等の高度化に係る認定制度等の措置を定めており、本政令案はこれらの制度に関し必要な規定を定めるものである。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

資源循環に関する我が国の現状として、

- ・動脈産業については、国際的な潮流として、投資の判断に当たって、原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の把握が問われることに加え、欧州では再生資源の利用に係る規制の策定が急ピッチで進められていることを受け、動脈産業全体として、自らの事業に係る製品に関し、再生資源を原材料として活用する需要が高まってきているものの、
- ・再資源化（廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用できる状態にすることをいう。）という資源循環の中核を担うツールを持つ静脈産業については、適正処理を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の許可の範囲で活動する業態であるため、再資源化に対する社会的・制度的圧力が強くなく、積極的に再生資源を生産するインセンティブを欠いている。

再資源化事業等の高度化を支援するに当たっては、その前提として、静脈産業全体の再資源化に係る意識・取組を向上させていく必要があるところ、上記のように静脈産業は積極的に再資源化を行うインセンティブを欠いており、現に、静脈産業による再資源化の割合は、2013年度以降減少傾向にあるため、これまで以上に強力に促進していく必要がある。そこで、静脈産業の役割を明確化し、再資源化を促進させるための措置が必要となる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

本政令案は、第213回通常国会で成立した法において、政令に委任されている認定制度（高度再資源化計画の認定等（法第11条～第15条）、高度事業分離・回収事業計画の認定等（法第16条～第19条）及び再資源化工程高度化計画の認定等（第20条及び第21条）をいう。以下同じ。）の具体的な要件等を新たに規定することから、本政令案の規制の区分は「新設」としている。なお、これらの大臣認定を受けることにより、複数の地方公共団体から廃棄物処理法上の許可を受ける必要がなくなることから、本政令案の規制の区分

は併せて「緩和」としている。

具体的にはこれらの認定制度に関し、以下の事項を本政令案において規定するものである。

(1) 各事業計画における使用人

認定制度では、政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを認定の基準として求めており、その認定の判断のため、申請に当たって各事業計画に使用人を記載させることとしているため、当該使用人の範囲を定める必要がある。

廃棄物処理法では、各種許可の基準として、政令で定める使用人が欠格要件に該当しないことを設けており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理令」という。）第 4 条の 7 では、当該「政令で定める使用人」の範囲を定めているところ、本政令案においても、同様の範囲を定めることとする。

(2) 縦覧等を要する廃棄物処理施設

高度再資源化事業計画の認定を申請する場合において、廃棄物の処分の用に供する廃棄物処理施設を新設しようとするときは、政令で定める場合に該当するものについては、環境大臣は、高度再資源化事業計画及び法第 11 条第 3 項において申請者に提出させる当該廃棄物処理施設の設置が周辺環境に及ぼす影響についての調査結果を記載した書類を縦覧等しなければならないこととされており、本政令案において縦覧等の対象となる場合を定める必要がある。

廃棄物処理令では、縦覧等が必要となる廃棄物処理施設について、特に生活環境への影響が大きい焼却施設等が定められているところ、本政令案でも、同様の廃棄物処理施設を定めることとする。

(3) 再委託の基準

認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為のうち、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものを委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととされており、本政令案で当該委託の基準を定める必要がある。

廃棄物処理法の再委託の基準と同様の基準を設けることとするが、規定の仕方については、法と同様の趣旨で再委託に係る基準を設けているプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令に倣うこととする。

(4) 産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準（認定高度再資源化事業計画関係）

認定高度再資源化事業者及び認定高度再資源化事業者から再委託を受けた者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととされており、当該基準を本政令案で定める必要がある。

本政令案で定める基準は、基本的に廃棄物処理法における産業廃棄物処理基準と同様の規定とするが、製造事業者等の需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源を供給するため必要な措置、保管に関する基準等一部例外を設けることとする。

(5) 産業廃棄物の処分の基準（認定高度分離・回収事業計画関係）

認定高度分離・回収事業者は、産業廃棄物の処分を業として行う場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととされており、当該基準を本政令案で定める必要がある。

この点、高度分離・回収事業の対象となる廃棄物については、その種類ごとに複雑かつ高度な処理技術が存在し、技術的かつ専門的な知見を踏まえ詳細に設定する必要があることから、本政令案においては、生活環境の保全に係る基準のみ規定し、その他必要な基準については環境大臣が定めることとする。

(6) 登録調査機関の登録の更新の期間

登録調査機関は、3 年を下らない政令で定める期間ごとに登録の更新を受けなければ、登録は効力を失うこととされているため、当該更新の期間を本政令案で定める必要がある。

登録調査機関が実施する調査業務については、一定の専門性は必要となるが高い専門性までは不要であることを踏まえた基準を設定しており、登録調査機関が期間の経過により登録の基準に該当しなくな

る可能性は必ずしも高くないことを踏まえ、その更新期間は5年とすることとする。

なお、本政令案の内容は、中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会において委員が専門的知見に基づき、規制の効果や事業者の実行可能性等も含めて適正な内容について審議したものである。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☒検討した ☐検討しなかった

政令により規定を設定しない場合、いずれの認定制度についても廃棄物を取り扱う制度であることから、廃棄物を取り扱う事業の形態上、当該廃棄物が適切に管理されず、不法投棄といった不適正な処理等につながって生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある。これにより、本施策の実効性が不十分となり、適切な規制とされない。そのため、あらゆる検討を行ったが、上記の要件を規定することにした。検討の内容は下記のとおり。

（１）各事業計画における使用人

各認定制度は廃棄物処理法の許可不要の特例を設けており、各地方公共団体における廃棄物処理法の許可に代替する制度となっている。既存の廃棄物処理法と比較し、申請に係る使用人の範囲を広げることができるか可能性を検討したが、使用人の範囲について、当該事業における経営判断や法的責任を有する範囲に変わりはないといった結論から、廃棄物処理法と同等の範囲とした。

（２）縦覧等を要する廃棄物処理施設

廃棄物処理法に基づく地方公共団体による許可に比して、地域の関係者の意見等を確認・反映するプロセスが少ない観点から、縦覧対象の施設については、すべての施設を対象とする案の検討も行ったが、縦覧手続きにより、申請から処分までを行う期間が長期化し、申請者への負担を課すものであることから、特に生活環境への影響が大きい焼却施設のみを対象とした。

（３）再委託の基準

認定高度再資源化事業者は、認定高度再資源化事業計画に従って行う再資源化に必要な行為のうち、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分に該当するものを委託することを可能とする規定としているが、廃棄物の滞りない適正処理のためには、廃棄物処理に係る責任の所在は、引き続き明確に課されるべきであり、そのため、再委託の基準の検討にあたっては、その責任の所在等が明確にされるべく、既存の法令と同等の基準を設けることとした。

（４）産業廃棄物の収集、運搬又は処分の基準（認定高度再資源化事業計画関係）

廃棄物を取り扱う事業の形態上、その廃棄物がぞんざいに扱われると、生活環境保全上の支障を発生させ、本施策の実効性が不十分となり、適切な政策目的の達成とされない。そのため、廃棄物の取り扱いについては、既存の廃棄物行政においても必要最小限とされる一定の基準を設定する必要がある。一方で安定的な再生材の質と量の確保に向けた規定も必要であることから、保管量の上限を設けないこととしつつ、生活環境保全上の確保を保証するための必要最小限の基準を設定した。

（５）産業廃棄物の処分の基準（認定高度分離・回収事業計画関係）

廃棄物を取り扱う事業の形態上、その廃棄物がぞんざいに扱われると、生活環境保全上の支障を発生させ、本施策の実効性が不十分となり、適切な規制とされない。そのため、廃棄物の取り扱いについて、既存の廃棄物行政においても必要最小限とされる一定の基準を設定する必要がある。一方で廃棄物の種類ごとに複雑かつ

高度な処理技術を踏まえた基準を設定する必要があることから、廃棄物の種類に寄らない生活環境保全上の確保を保証するための必要最小限の基準を設定しつつ、詳細な基準は環境大臣が定めることとした。

（６）登録調査機関の登録の更新の期間

登録調査機関は、法において、３年を下らない政令で定める期間ごとに登録の更新を受けなければならない規定とされているところ、更新期間について３年とする案も検討したが、登録調査機関が実施する調査業務については、求められる専門性について４年以下の期間で大きな変動・変更等は生じる蓋然性は低いであることから、登録調査機関の過度な負担にならないよう、他法令等の規定等も照らし、更新期間を５年とすることとした。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐検討した ☒検討しなかった

- ・ 再資源化に自主的に取り組む事業者を国としてプレイアップすることや、廃棄物処分業者の再資源化設備投資への補助制度などが考えられる。しかしながら、こうした規制によらない手段は、既に講じてきたところであり、一定の効果はあったものの、2013 年度以降は静脈産業による再資源化の実施の割合が減少傾向にある。更なる取組の強化が必要であるため、法及び本政令案により認定制度等の措置を講じるものであることから、その他非規制手段については検討することとはしていなかった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

（直接的効果について）

循環経済の実現を国家戦略として着実に推し進めるべく「循環経済に関する関係閣僚会議」が令和６年７月３０日に開催される等、循環型社会に対する重要度は高まっているところ。その一方で、近年、出口側の循環利用率は横ばいから減少傾向であり、その理由として、現行の経済合理性に基づく再資源化事業による循環利用量が既に頭打ち傾向にあることが挙げられる。そのため、法の認定制度により事務手続の一括化・迅速化を図るとともに、高度な再資源化事業へのインセンティブ効果を持たせることによって、更なる再生資源の質と量の確保、及び出口側の循環利用率の向上が期待される。

法に基づき認定する事業者の処理能力を 5,000t/年とすると、１認定事業の創出につき、出口側の循環利用率が約 0.0012%（令和 10 年度廃棄物発生量推計比）改善される見込みであり、施行から３年において、認定対象とする 100 件の高度な再資源化事業の創出によって、これまで処分されていた廃棄物等が循環利用されるとすると、約 0.12%改善の直接的効果が見込まれる。

（参考）

- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）（抜粋）
（４）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行
① 事業者間連携やイノベーション等による徹底的な資源循環
今国会で成立した再資源化事業等高度化法による、地方公共団体ごとの許可を国一括認定に代替する認定制度に基づき、高度な資源循環事業を３年で 100 件以上認定する等、製造業等と廃棄物処理・リサイクル等に携わる資源循環業の連携の強化や再資源化の高度化等を支援する。
- 循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）（抜粋）
静脈産業側においては、企業や地域における先進的な事例を踏まえ、動静脈連携の取組を全国に広げていくための施策や、静脈側の資源循環に係る情報を活用し、動静脈連携や脱炭素化を促進するための施策など、循環型社会を実現するために必要な静脈産業の脱炭素型資源循環システムを構築するための施策を進める。資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和 6 年法律第 41 号）に基づき、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、高度な資

源循環の取組に対して、国が当該措置の施行から3年の間に100件以上の認定を行う等するとともに、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じた上で、各種手続の迅速化を図っていく。

(副次的な影響及び波及的な影響について)

廃棄物の焼却量が削減されること等による地球温暖化の防止への寄与、生物多様性の保全等が想定される。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

法による国の認定により、廃棄物処理法に基づいた地方公共団体からの許可が不要となることで、地方公共団体による事業者の監督が行われなくなることが顕在化する負担として想定される。

しかし、地方公共団体による廃棄物処理法の許可不要規定の適用は、法による大臣認定が必須であり、認定事業者に対し、依然として国による監督は行われるため、顕在化する負担は発生しない。

<遵守費用>

認定制度については、①高度再資源化事業、②高度分離・回収事業及び③再資源化工程の高度化を実施しようとする者が、一律に環境大臣の認定を取得しなければならないものではなく、廃棄物処理法の特例の適用を受けようとする者にのみ必要な手続である。

認定に係る計画申請及び計画の変更手続を行う際に、書類の準備(16時間)及び認定を行う官庁との調整(8時間)に1件当たり合計24時間を要すると仮定すると、時給約2,540円(※1)×24時間=約61,000円が申請手続に係る費用となる。

しかしながら、①は複数の地方公共団体の管轄区域にまたがって実施することが想定され、そのような事業の場合、これまでは廃棄物処理法上の許可を取得するために複数の地方公共団体に対して同様の申請が必要であったため、上記と同様の金額が申請する地方公共団体の数に比例して必要になっていた。

本政令案の施行後は、本手続は環境大臣に対する申請へと一元化されることで複数の地方公共団体に対して手続を行う必要がなくなるため、むしろ事業に係る費用は削減されることが想定される。

また、②・③については、基本的に単独の地方公共団体の管轄区域内での事業の実施を想定しており、廃棄物処理法上の許可を取得しようとする場合と比較して、手続上の新たな負担を強いるものではなく追加的費用は発生しない。

※1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」令和6年分結果確報を参照

調査産業における平均の月間現金給与額(34万7,994円)÷調査産業における平均の1月当たりの総労働時間(136.9時間)=約2,540円。

また、本政令案においては、高度再資源化事業計画及び高度分離・回収事業計画の認定を受けた者(高度再資源化事業については、認定を受けた者から委託を受ける者も含む。)が、産業廃棄物の処理を業として行う際に従うこととされている基準を定めることとしている(高度分離・回収事業については、廃棄物の特性に応じて個別に告示で規定することとしている。)

基本的には廃棄物処理法上の産業廃棄物処理基準と同様の規定とするものであるが、保管に関する基準については、これを機械的に適用してしまうと、製造事業者等が必要とする量を確保することを阻害するおそれがあることから、原則として屋内で保管することを条件に保管の日数・数量の上限を設けないものとしている。

加えて、高度再資源化事業においては、収集又は運搬について、製造事業者等の需要に応じた質及び量の再

生部品又は再生資源を供給するため必要な措置を講じることを求めている。

そのため、事業によっては保管場所を確保するための建屋や収集又は運搬を実施する際の容器・運搬車などを要することが考えられるが、高度再資源化事業に係るこれらの規定の趣旨は、製造事業者等の需要に応じた質及び量の再生部品又は再生資源を供給するために計画に記載された産業廃棄物の再資源化を適正かつ安定的に確保できるようにすることであり、同一の再資源化技術を用いる事業を廃棄物処理法の許可を受けて実施しようとする場合にも事業性を確保する観点から、天候や温度変化等の影響による性状・特性への影響を軽減するために同様の措置が必要になることが考えられる。

したがって、当該規定により新たに事業者負担を強いるものではなく追加的費用は発生しない。

＜行政費用＞

高度再資源化事業計画、高度分離・回収事業計画及び再資源化工程高度化計画に関し、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」等において、高度な資源循環事業を 3 年で 100 件以上を認定することを掲げており、令和 8 年度にはこれらの計画の合計で 50 件※ 2 程度の申請を想定している。

申請内容の確認及び申請者との調整等に 1 件当たり 2 人が 16 時間ずつ要すると仮定すると、時給約 2,600 円（※ 3）× 2 人 × 16 時間 × 50 件 = 約 416 万円 / 年が、国における認定手続に係る費用となるが、廃棄物処理法に基づく許可を取得する場合であっても、地方公共団体において同様の許可手続を要することから追加的な行政費用は生じない。

※ 2 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」等において、高度な資源循環事業を 3 年で 100 件（34 件 / 年）以上を認定することを掲げており、書類の不備や要件の不充足等により一定数の不認定や再申請が予想されることから、想定される認定件数の 1.5 倍の申請があるものと仮定し、50 件程度の申請を見込むものとした。

※ 3 令和 6 年 国家公務員給与等実態調査を参照

給料月額（41 万 4,801 円）÷（8 時間 / 日 × 20 日間）= 約 2,600 円

また、高度再資源化事業計画及び高度分離・回収事業計画に関する認定は、令和 8 年度において合計で 20 件※ 4 程度を想定しており、それぞれについて国による立入検査等を年 1 回実施する必要があることから、1 件当たり 2 人が 8 時間ずつ要すると仮定すると（旅費約 13,000 円（※ 4）+ 時給約 2,600 円（※ 3）× 8 時間）× 2 人 × 20 回 = 約 135 万円 / 年が国における立入検査等に係る費用となるが、廃棄物処理法に基づく許可を取得した場合であっても、地方公共団体において同様に立入検査等を実施することから追加的な行政費用は生じない。

再資源化工程高度化計画に関して認定を受けた事業者については、廃棄物処理法上の許可を受けたものとみなされるため、認定後の指導・監督については地方公共団体が行うこととなるが、国による認定を受けずに地方公共団体から廃棄物処理法に基づく許可を取得した場合であっても、立入検査等は当該地方公共団体において必要となる事務であり、その費用は同額と考えられる。

以上の点から、本措置により追加的な行政費用は生じない。

※ 4 ①～③の 3 つの計画で見込む、3 年で計 100 件（34 件 / 年）以上の認定のうち、高度再資源化事業計画及び高度分離・回収事業計画についてはそれぞれ 10 件 / 年ずつ認定することと仮定し、合計で 20 件 / 年程度の認定を見込むものとした。

※ 5 地方環境事務所での実施を想定しブロック内平均より算出

また、環境大臣と都道府県知事等との計画認定に係る連絡が発生し、追加で行政費用がかかる可能性があるものの、連絡はメール等で済むため、1件当たり0.1時間と仮定すると、国及び地方それぞれ、時給約2,600円（※3）×0.1時間×50件＝1.3万円／年であり、本措置による行政費用の増加は軽微である。

5 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐ その他
（具体の理由： ）

＜主な意見内容＞

- ・ 処理工程における廃棄物の保管量の上限の設定に関して、近年の火災事故の発生状況等も踏まえ、対策を講じた場合の最大保管量を定める形としてはどうか。
- ・ 廃棄物の大きさ等を考慮して、場合によっては屋外での保管を認めてはどうか。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第7回） 令和6年9月5日（木）開催
- ・ 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第8回） 令和6年9月27日（金）開催
- ・ 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第9回） 令和6年12月23日（月）開催
- ・ 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第10回） 令和7年4月14日（月）開催
- ・ 静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第11回） 令和7年6月19日（木）開催

＜関連する会合の議事録の公表＞

以下のページに掲載。

[静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会](#) | 環境省

6 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

法附則第4条において、施行後5年を経過した場合において、法の施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、本政令案についても、これに合わせて令和12年度末までに事後評価を実施する。